

飯綱町移住定住促進中古住宅等購入費補助金交付要綱

(交付の目的)

第1条 この要綱は、町内に自ら移住定住する目的で中古住宅及び当該中古住宅が所在する宅地（以下「中古住宅等」という。）を購入する者に対して、予算の範囲内で購入に要した経費の一部を補助することにより、移住に係る財政的負担を軽減し、もって人口の維持増加を図ることを目的とする。

2 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付手続等は、飯綱町補助金等交付規則（平成17年飯綱町規則第27号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 飯綱町内において専ら人の居住の用に供する家屋で、自ら居住するために所有する住宅をいう。ただし、併用住宅にあつては、居住部分の面積割合が2分の1以上とする。
- (2) 定住 飯綱町の住民基本台帳に登録され、かつ、その生活基盤を町内に置き、自ら所有する住宅に飯綱町の町民として7年以上居住することをいう。
- (3) 中古住宅 過去に居住の用に供されたことのある住宅をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 町内に自ら移住定住するために中古住宅等を購入した者であること。
 - (2) 町内に住所を有していない者又は第6条に定める交付申請時に町内に住所を有して1年を経過しない者（ただし、町内賃貸住宅に居住していた期間は除く。）であること。
 - (3) 町外に5年以上居住している者又は町内に住所を有する前に町外に5年以上居住していた者であること。
 - (4) 補助対象者及び同一世帯に属する者（以下「補助対象者等」という。）に飯綱町が賦課する税及び料金に滞納がないこと。
 - (5) 補助対象者等が飯綱町暴力団排除条例（平成23年飯綱町条例第21号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
 - (6) 補助対象者等が過去に本要綱に基づく補助金の交付を受けていない者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、3親等内の親族から中古住宅等を取得したときは補助対象者としなない。

(補助対象中古住宅等)

第4条 補助金の対象となる中古住宅等は、売買により取得した中古住宅等で所有権移転登記又は未登記建物変更届を完了したものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、中古住宅等の購入金額に100分の10を乗じて得た額（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助金の限度額は50万円とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、中古住宅等を購入し、所有権移転登記又は未登記家屋変更届が完了した後、速やかに飯綱町移住定住促進中古住宅等購入費補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 中古住宅等の購入を証する書類（売買契約書の写し、土地及び建物登記事項証明書）
- (2) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (3) 購入した中古住宅等の写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、飯綱町移住定住促進中古住宅等購入費補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、前条の規定による通知があったときは、飯綱町移住定住促進中古住宅等購入費補助金交付請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。ただし、やむを得ない特別の事由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付を受けた者が中古住宅等に定住した日から7年未満で町外に転出又はその住宅を譲渡若しくは取り壊し等で居住しなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱に違反する行為があったとき。

2 前項第2号の規定により補助金の返還を命じる金額は、定住後の年数に応じ次のとおりとする。

- (1) 1年未満のときは、補助金の全額とする。
- (2) 1年以上2年未満のときは、補助金の100分の85の額とする。
- (3) 2年以上3年未満のときは、補助金の100分の70の額とする。
- (4) 3年以上4年未満のときは、補助金の100分の55の額とする。
- (5) 4年以上5年未満のときは、補助金の100分の40の額とする。

(6) 5年以上6年未満のときは、補助金の100分の25の額とする。

(7) 6年以上7年未満のときは、補助金の100分の10の額とする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

年 月 日

飯網町長 様

申請者
住 所
氏 名 ⑩
電話番号（ ）

飯網町移住定住促進中古住宅等購入費補助金交付申請書

年度飯網町移住定住促進中古住宅等購入費補助金の交付を受けたいので、飯網町移住定住促進中古住宅等購入費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 _____ 円
- 2 中古住宅等購入金額 _____ 円

添付書類

- (1) 中古住宅等の取得を証する書類（売買契約書の写し、土地及び建物登記事項証明書）
- (2) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (3) 購入した中古住宅等の写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

誓約書 兼 同意書

私は、飯網町移住定住促進中古住宅等購入費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき補助金の申請にあたり、当該要綱を遵守するとともに次のことについて誓約及び同意します。

- (1) 飯網町の町民として7年以上居住することを誓約します。
- (2) 飯網町が賦課する税及び料金に滞納はありません。また、このことについて飯網町の各担当者に当該納付状況を確認することに同意します。
- (3) 飯網町暴力団排除条例（平成23年飯網町条例第21号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではありません。
- (4) 要綱第9条第1項各号のいずれかに該当することになったときは、補助金の全部又は一部を返還します。

年 月 日

申請者 住 所

氏 名 印

【参考】

（補助金の返還）

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。ただし、やむを得ない特別の事由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付を受けた者が中古住宅等に定住した日から7年未満で町外に転出又はその住宅を譲渡若しくは取り壊し等で居住しなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱に違反する行為があったとき。

2 前項第2号の規定により補助金の返還を命じる金額は、定住後の年数に応じ次のとおりとする。

- (1) 1年未満のときは、補助金の全額とする。
- (2) 1年以上2年未満のときは、補助金の100分の85の額とする。
- (3) 2年以上3年未満のときは、補助金の100分の70の額とする。
- (4) 3年以上4年未満のときは、補助金の100分の55の額とする。
- (5) 4年以上5年未満のときは、補助金の100分の40の額とする。
- (6) 5年以上6年未満のときは、補助金の100分の25の額とする。
- (7) 6年以上7年未満のときは、補助金の100分の10の額とする。

番号
年 月 日

様

飯綱町長

飯綱町移住定住促進中古住宅等購入費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました飯綱町移住定住促進中古住宅等購入費補助金
について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付決定額 _____ 円

年 月 日

飯網町長 様

住 所
氏 名 ⑩
電話番号 ()

飯網町移住定住促進中古住宅等購入費補助金交付請求書

年 月 日付 第 号により交付決定のあった飯網町移住定住促進中古住宅等購入費補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 _____ 円

2 補助金振込先

金融機関名		支店名	
口座番号		口座種別	普通 ・ 当座
フリガナ			
口座名義人			